

国民健康保険

平成30年度から国保は県と町が共同で運営します



国保イメージキャラクターの川崎剛則さん

国保運営の中心的役割を平成30年4月から県が担います

国民健康保険は現在、市町村それぞれが保険者となつて運営してありますが、平成30年度からは制度が改正となり、都道府県と市町村が共同保険者となつて運営することになります。

平成30年4月から国保運営は県と町と共同で行いますが、被保険者の皆さんの資格や給付などの各種手続きの受け付けは、今までと同様に町住民生活課で行います。

都道府県単位で被保険者としての資格を管理します

今回の制度改正によって、都道府県単位で被保険者としての資格を管理することになります。

これにより、県内のほかの市町村へ転居した場合でも資格は継続します（資格は継続しますが、被保険者証は転居後の市町村内で改めて発行します）。

高額療養の自己負担限度額が引き下げられる制度について

これまでは、過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度（多数回該当）について、町外に転居すると保険者が変更となるため、回数も転居後から計算し直していました。

改正後は、県内のほかの市町村への転居であれば資格は継続しているため、転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めることとなります。

国保財政の健全化のために、皆さんのご協力をお願いします

財政運営の仕組みは大きく変わりますが、被保険者の皆さんの医療の受け方は変わりません。国保税も、これまでどおり町へ納めていただきます。

国保財政の健全化および事業効率化を目指すために、皆さんのご協力とご理解をお願いします。

国民年金

新成人の皆さんへ20歳から国民年金



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

国民年金はみんなの支え合いの制度です

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代のみんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、20歳から60歳までの人が加入し、国民年金保険料を納め続けることで、年をとったときや病气やけがで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができきる制度です。

国が責任をもつて運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

国民年金の給付は3種類

国民年金には、65歳以降、生涯

にわたり受け取れる「老齢年金」のほか、病气や事故で障がいが残った場合に受け取れる「障害年金」や、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた配偶者または子が受け取れる「遺族年金」があります。

国民年金保険料には免除や猶予の制度があります

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。また、学生の人は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

国民年金保険料は、期限内に納めましょう

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来やいざというときに年金が受け取れないことがありますので、保険料は必ず期限までに納めましょう。

お問い合わせ先

熊本東年金事務所 096・367・8144

町住民生活課 096-234-1113 (内線104)

申告相談

平成30年2月16日(金)から税の申告相談が始まります

町では、平成30年2月16日(金)から町・県民税、国民健康保険税の申告相談を行います。申告期間の終盤は大変混雑しますので、早めの準備をお願いします。

準備するもの

・収入額を確認できるもの
給与収入や年金収入のある人は源泉徴収票または支払調書をご準備ください。事業所得のある人は、収支内訳書の提出が必要です。

所得控除額を確認できるもの

・国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付証明書や、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書など
・そのほか各種控除を受けるための必要書類

申告期間

2月16日(金)～3月15日(木)
※詳しい日程は、後日お知らせします。

会場

町生涯学習センター研修室

雑損控除を受ける方へ

雑損控除を受ける人は、昨年に引き続き、2月1日(木)から火の国ハイツ(熊本市東区)で、計

算書作成および確定申告ができません。平成28年分確定申告書(控)と雑損控除計算書(控)を必ずご準備ください。計算書の作成が必要な人は、り災証明書などの必要書類をご確認いただき、ご利用ください。

不明な点は、熊本東税務署または町税務課にご相談ください。

税務署開設の申告相談会は、火の国ハイツで開催されます

震災により被害を受けられた方の申告相談期間

2月1日(木)～2月15日(木)

※土・日曜日を除きます

通常の確定申告相談期間

2月16日(金)～3月15日(木)

※2月18日(日)、25日(日)に限り、休日も開設されます。

受付時間

午前9時～午後4時

申告相談会場

火の国ハイツ (熊本市東区石原2丁目2-28)

※熊本東税務署での申告相談は実施されませんので、ご注意ください。

税務署申告相談のお問い合わせ先

熊本東税務署 096・369・5566

町住民生活課 096-234-1113 (内線106)

町税務課 096-234-1112 (内線115)

男女共同参画

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児などの生活も暮らして欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができなかつたり、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩んだりするなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。これらが、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっているといえます。それを解決する取り組みが、仕事と生活の調和(ワーク・

ライフ・バランス)の実現です。

総務省「社会生活基本調査」によると、6歳未満児のいる世帯について、1日の家事・育児関連時間をみると、夫は1時間7分である一方、妻は7時間41分となっており、家事関連時間の男性負担は依然低く、妻が大部分を担っています。また、欧米諸国の夫の家事関連時間をみると、アメリカ、ドイツ、スウェーデンなどは3時間以上となっており、日本は国際比較でもかなり短くなっています。

豊かに暮らせる社会へ向けて

女性の社会進出が進んでおり、専業主婦家庭よりも共働き家庭が多くなっている今、女性だけでなく男性も含めた「働き方の見直し」が必要ではないでしょうか。

「仕事と生活の調和」の取り組みは、「やりがいなどをもちながら、仕事上の責任を果たす」ことを前提としたものであり、決して働くことの意義を否定するものではありません。私たち一人ひとりが「しっかりと働き、豊かに暮らせる社会」に向けて行動することは、豊かな生活を実現するためにも、社会環境を改善するためにも、日本の将来のためにも重要です。

仕事と生活の調和の実現に向けて



男性も含めた働き方の見直しを

町総務課 096-234-1140 (内線223)